

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏 名 DISSANAYAKE Dona Samarasinghe Champika
Thushari Roshanie

論文題目

Integration of Sustainable Development Principles into South Asian
Legal Systems: Transnational Insights into Laws and Judicial
Decisions in Sri Lanka

(持続可能な開発原則の南アジア法制度への統合:スリランカの法と判例
のトランスナショナルな考察)

論文審査担当者

主 査 名古屋大学大学院環境学研究科 教授 野村 康

副 査 名古屋大学大学院環境学研究科 教授 松本 睦

副 査 名古屋大学大学院環境学研究科 准教授 増沢 陽子

副 査 名古屋大学大学院法学研究科 教授 横溝 大

副 査 富山大学学術研究部社会科学系 教授 神山 智美

論文審査の結果の要旨

別紙 1 - 2

本論文は、国際的な政策論議の文脈で形成されてきた持続可能な開発原則が、南アジア諸国の法システムにどのように組み込まれてきたか、スリランカを例にとって考察したものである。

本論文は 5 章で構成されている。第 1 章では上記テーマの背景や関連する先行研究とともに、本論文の問いや方法論、学術的貢献が示されている。本論文の問いは「どのように持続可能な開発原則がスリランカの法システムに組み込まれてきたか」というものであり、本論文ではトランスナショナルな視点から事例研究を行うことを通じて、この問いに取り組むことが記されている。

第 2 章は文献レビューを通じて、第 3 章・第 4 章で用いる分析枠組みを構築している。具体的にはまず、第 3 章の立法面での考察に向けて、比較法学的な観点から各国の状況をレビューし、多くの国は持続可能な開発を既存の法体系に組み込むアプローチを採っているものの、一部の国は持続可能な開発を達成することを主目的とする「持続可能な開発法」を策定していることが明らかにされ、両者の長所・短所や、それらの国における制度整備などを整理して、第 3 章の考察で用いる視点が示された。続いて第 4 章の司法面での考察においては、NGO などが提起する公益訴訟 (public interest litigation, PIL) における判断を通じて環境上の課題に対応するという、最高裁判所の権限・機能に焦点を当てることが示された。裁判所による「法の移植」(legal transplant) の意義や、政府の規制執行が弱く開発圧力が大きな南アジアの国々において、PIL が環境保護など持続可能な発展を進める上で重要な役割を果たしていることを指摘し、これらの概念に注目して分析を行うことが述べられている。

第 3 章では、世界的にも数少ない事例の一つである、スリランカの「持続可能な開発法」(Sustainable Development Act, SDA) を取り上げ、先行事例の一つであるカナダとの比較を通じて考察が行われた。その結果、まず、両者に類似点はあるものの、スリランカの SDA の方がいくつかの点で、「持続可能な開発に向けた政策と戦略」(National Policy and Strategy of Sustainable Development, NPSSD) を作る過程が複雑で時間を要することが確認された。実際に、政権交代に伴う政策プライオリティの変化等がある中で、NPSSD はこれまで策定されておらず、スリランカの持続可能な開発に向けた長期的な取り組みの障害となっていることも、本章では示唆されている。そうしたことからスリランカの SDA は、SDGs 達成のための法的な根拠となり、持続可能な開発に向けた行政・司法の活動を支える一定の貢献が認められる一方で、カナダの事例と比べると、NPSSD 策定を阻害するような内容の不備 (策定関係者が多いことや、策定期限が明記されていないことなど) などから、改善の余地があると評価された。

第 4 章は、上記の問いに対し、「汚染者負担の原則 (polluter pays principle, PPP)」

を域外の法から移植し非政府主体の責任を認めた点で画期的な PIL である、チュナカム (*Chunnakam*) 訴訟を検討し、司法面での考察を行っている。海外からの投資による火力発電所とそれが引き起こした地下水汚染に関わるこの訴訟において、裁判所は、インドの判決と国際的な環境原則に基づいて法規範を作り上げ、国内環境法におけるギャップを埋め、政府と外国企業が必要な環境社会的配慮を行わなかったと判断して救済措置を命じた。この訴訟を検討することを通じて本章では、持続可能な開発に係る司法による法の移植の背景と妥当性について NGO が果たす役割の意義などを含めて貴重な洞察を提供するとともに、海外からの投資に基づく経済発展を図る上で環境法制の執行メカニズムの弱さが課題であるなどの政策面での知見を見出している。

第 5 章では全体を取りまとめ、本稿の問いに対する答えや、将来的な研究課題等が示された。前者については、第 3 章・第 4 章での法・判例の分析結果を踏まえ、持続可能な開発原則がスリランカの法体系に一定程度組み込まれており、制度整備に貢献していることをポジティブに評価するとともに、実際の取り組みを実施していく上で、上記のような手続的な問題があることが記された。後者については、コロナ禍による持続可能な開発関連の取り組みの遅れや経済政策に与えた影響を踏まえた考察の意義などが示されている。

本研究には限界もある。例えば第 3 章については、カナダ法との類似性が指摘されているものの、その経緯についての分析がなされておらず、また第 4 章でもインドからの法の移植が中心的に論じられており、法の移植が成立する要因については十分に論じられていない。これらは論文内でも将来的な課題として認識されているが、こうした点に対応できていれば、より優れた論文となったであろう。また、用語の定義が曖昧である箇所も散見される。

しかしながら先行研究に鑑みると、特定の国・地域に関し、立法と司法の両面から持続可能な開発原則の導入を総合的に研究したものは貴重であり、本論文が環境法政策研究の推進に資するところは大きい。また、スリランカにおける持続可能な開発原則に関する制度的な現状と課題を分析した点には一定の意義がある。さらに、国際規範や外国の規範がいかにスリランカに移植されていくかというトランスナショナルな視点を導入した本論文の試みには、スリランカに関する研究が限られていることから、独創性が認められる。よって、本論文が見出した知見は今後の研究に役立つものであり、上記のような限界は問題点というよりも、将来的な研究課題とすることが妥当である。

以上のように本論文は、環境法政策の研究に資する知見を獲得し、学術上、寄与することが大きい。よって、本論文の提出者、DISSANAYAKE Dona Samarasinghe Champika Thushari Roshanie 氏は博士（法学）の学位を授与される資格があるものと判定した。